

令和7年8月26日

佐賀地方最低賃金審議会
会長 甲斐 今日子 殿

佐賀地方最低賃金審議会
佐賀県最低賃金専門部会
部会長 甲斐 今日子

佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月14日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金（時間額956円）は令和5年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保しながら、収益力改善や継続的な賃金引上げの原資確保を図るため、下記のとおり政府等に対して要望する。

記

- 1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度については、その活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の利用が進み、賃金の引上げに結びつくよう、より一層丁寧な対応を図ること。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。

以上

佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域
佐賀県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1, 030円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和7年11月21日

佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 佐賀県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 956円
- (3) 発 効 日 令和6年10月17日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和6年度
- (3) 生活保護費（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の佐賀県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,817円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金の下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

956円（佐賀県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）
×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝134,085円

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	甲斐 今日子	国立大学法人 佐賀大学 名誉教授
	早川 智津子	国立大学法人 佐賀大学 経済学部 教授
	安永 治郎	弁護士法人 安永法律事務所 弁護士
労 働 者 代 表	松尾 和寿	日本労働組合総連合会佐賀県連合会 事務局長
	諸富 敬悟	パナソニックインダストリー労働組合 中央執行委員兼佐賀支部執行委員長
	彌常 雅章	U Aゼンセン佐賀県支部 主任
使 用 者 代 表	西岡 剛志	佐賀県中小企業団体中央会 専務理事
	平野 智子	株式会社キャリアサプライ 代表取締役社長
	福母 祐二	佐賀県経営者協会 専務理事